

平成 20 年度事業計画

・ 事業方針

政府の「知的財産推進計画 2004」(平 16.5)において、特許審査迅速化目標として審査順番待ち期間を「2008 年において 20 ヶ月台にとどめるとともに、2013 年には 11 ヶ月とする」ことが公表されて以来、特許審査迅速化目標を達成するために種々の施策が策定・実施されてきました。すなわち、「特許審査迅速化・効率化のための行動計画」(平 18.1)においては、「先行技術調査の民間外注件数を、17 年度の約 19 万件から 22 年度には約 24 万件へと、今後 5 年間で約 25%の増加を図る」こととし、「イノベーション促進のための特許審査改革加速プラン 2007」(平 19.1)においては、特許審査の更なる迅速化・効率化の施策のひとつとして「先行技術調査の民間外注の拡大」することとされています。現に、平成 20 年度予算案における先行技術調査外注件数は 23.1 万件(平成 19 年度 22.6 万件)とされ、より一層拡大する方針が打ち出されています。

このような動きと並行して、平成 16 年 10 月に施行された改正後の「工業所有権に関する手続き等の特例に関する法律」の下で、平成 17 年 3 月に新たに 2 機関が登録調査機関として登録され、現在では、当財団を含めて 6 機関が登録調査機関として先行技術調査事業に参入しています。そして今年も更に新規の参入の予定があると聞いています。当財団にとって、一段と厳しい競争的環境の中での業務展開となってきました。

また、行政改革、随意契約の点検・見直しといった政府全体の流れの中で、「F タームリスト等の作成事業」、「DNA 配列コードについての機械的なデータ加工

【財団法人工業所有権協力センター】

事業」、「F ターム解説作成事業」及び「公開技報分類付与事業」の4事業に加え、平成20年度からは当財団が創立以来請け負ってきた「公開後F ターム付与事業」も従来の随意契約から競争入札に変更されることとなります。

他方、本年12月の公益法人制度改革関連3法の施行に伴い、現行の公益法人は、法律の施行後5年以内に「一般社団・財団法人」又は「公益社団・財団法人」へ移行することが求められています。また、上記移行期間内にどちらにも移行しなかった場合、当該法人は解散となります。したがって、当財団のあるべき法人形態についても、十分に検討していく必要があります。

このように当財団を取り巻く業務環境が大きく変化する中において、当財団は、自ら定めた経営理念である「公正を重んずる精神」、「迅速的確なる業務遂行」、「自ら進歩し変革する意思」、「知的財産立国への貢献」の下、引き続き公益法人としての自覚をもって事業を安定かつ円滑に進めてまいります。

特に、3カ年計画として定めた第二次の「財務中期計画」及び「業務効率化計画」については、平成20年度が計画の最終年度にあたることから、この2つの計画についての確実な進展と達成を目指し、業務の効率性、的確性及び迅速性を一層確固たるものとするよう努めてまいります。

加えて、平成20年度は、特許審査迅速化の中間目標（FA20ヶ月台）の年次でもあることから、当財団にもより一層の貢献が期待される年度でもあります。そ

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

【財団法人工業所有権協力センター】

れに応えるために、引き続き中核をなす主席部員の確保に努めるとともに、競争力向上に向けた人材の育成をめざします。

平成 20 年度は、こうした状況や前年度の方向性との整合性も踏まえ、次の 4 項目を経営目標として定め、事業を遂行することとします。

- ・ 業務効率化の推進
- ・ 財務基盤の充実
- ・ 人材の確保・育成と新人事制度の定着
- ・ 公益法人改革への対応

・ 事業概要

1. 「工業所有権に関する手続等の特例に関する法律」に基づく調査事業を行います。

- (1) 特許等に係る先行技術調査を約 20.3 万件(約 19.4 万件:平成 19 年度、以下同様)について行います。うち、約 16.2 万件(約 15.4 万件)は、検索結果を審査官に対面して報告する対話型検索報告を実施します。
- (2) 全特許出願を対象とする国際特許分類(IPC)・F タームの一元付与を約 39.2 万件(約 40.0 万件)について行います。
- (3) 出願公開前の実用新案登録出願、合金の技術分野の特許出願及び国際公開前の特許協力条約に基づく国際出願(PCT-RO 出願)を対象とする検索用のターム(F ターム等)付与並びに公開前特許出願であって DNA 配列コードを作成すべきものについての DNA 配列コードデータ編集を合わせて約 2.3 万件(約 3.1 万件)について行います。

2．工業所有権情報の分類及び分類付与に関する技術の調査、研究及び開発に関する事業を行います。

- (1) 特許公報の検索用 F タームに関して、そのタームリストの研究開発を 4 テーマ (2 テーマ) について実施する予定です (一般競争入札)。
- (2) 一元付与の際に用いられる出願案件の自動大分けシステムについて、テーマレベル (IPC のサブグループレベル) での精度向上を目指した研究を引き続き行います。
- (3) 一元付与業務オンライン化の新システム (つけつけ君) について、付与精度や効率等を検証しながら、機能・操作性を向上させるとともに、新システムを用いた業務形態について引き続き検討を行います。
- (4) 検索事業及び分類付与事業において蓄積してきた技術資産 (IPCC シソーラスデータや分類付与根拠データ) をもとに、各事業を効率的に実施できるような新たなシステム開発に資する研究を外部委託により実施します。

3．工業所有権情報の分類及び分類付与に関する技術の調査、研究及び開発に関する援助事業を行います。

- (1) 開発された F タームの特許公報への再付与を約 21 万件 (約 22.2 万件) について行います (一般競争入札)。
- (2) 特許出願の中に含まれる DNA 配列コードについての機械的なデータ加工事業について、約 5 千件 (約 6 千件) を実施する予定です (一般競争入札)。
- (3) 公開技報への IPC 付与事業について、ペーパーレス指向の業務システムを開発・導入しつつ、平成 19 年度 (約 7 千件) と同程度の規模

で実施する予定です（一般競争入札）。

・重点的取組事項

1．業務効率化の推進

- （１）平成 18～20 年度の三カ年計画である「第二次業務効率化計画」の目標の確実な達成を目指し、財団全体での業務の効率化を図ります。
- （２）調査業務関連システムの改善と普及を実施し、調査業務の一層の効率化を図ります。また、業務目標を安定的に達成するために導入した目標業務量選択制について、運用上の課題等を検討し、更なる円滑な実施を目指します。
- （３）事務部門においては、統合経営管理システム（ERP）の一層の活用を進め、事務の効率化を図ります。

2．財務基盤の充実

- （１）平成 18～20 年度の三カ年計画である「第二次財務中期計画」について、平成 18、19 年度の状況を踏まえ、目標の確実な達成を目指します。

3．人材の確保・育成と新人事制度の定着

- （１）平成 20 年度の事業を実施するために必要な主席部員数は約 1,530 名です。今後も検索事業については受注件数が大幅に増加していくことが予想される一方で、昨今、人材確保はますます厳しくなりつつありますが、主席部員の確保に全力を挙げて取り組むとともに、その指

【財団法人工業所有権協力センター】

導・育成に努めます。

- (2) 平成 19 年度に導入した事務部門における「新人事制度」及び 18 年度より段階的に導入した能力評価及び目標管理型人事考課制度について、確実な定着を図ります。これに併せて、自己啓発研修の支援等についても引き続き実施してまいります。
- (3) 技術の進展に伴う出願動向の変化に柔軟に対応するため、主席部員の技術区分間の異動を円滑にする方策を検討・実施します。

4 . 公益法人改革への対応

- (1) 本年 12 月の公益法人制度改革関連 3 法 の施行に向け、当財団のあるべき法人形態について検討するとともに、それに向けた業務体制の充実を図ります。

5 . その他

- (1) 平成 19 年度は主席部員の大幅な増員で執務スペースが限界に達したことから、錦糸町本部、虎の門オフィスともに、スペースの拡充を行いました。更なる主席部員の増員に合わせ、執務環境の充実やオフィスの整備を計画します。
- (2) 一層のセキュリティの向上を目指し、毎年 6 月を「情報管理強化月間」と定め、職員の情報管理に関する意識の向上と管理の徹底を図ります。